

研究助成事業

2025 年度 募集要項

公益財団法人清川秋夫育英奨学財団は、株式会社タイヨーの創業者故清川秋夫氏の「農業、畜産業、水産業・林業の後継者育成に貢献したい。」という遺志を実現するために、2004年1月に設立されました。

第一次産業に貢献する志のある学生に対し、学資の給付を行い、第一次産業の振興を通じて有用な人材の育成に寄与すること、また、鹿児島県内の大学のうち第一次産業に関連する研究を行う研究室において、研究が継続的かつ深く行われ第一次産業の継続的な発展に寄与することを目的としています。

公益財団法人 清川秋夫育英奨学財団

公益財団法人清川秋夫育英奨学財団
2025年度 研究助成事業募集要項

1. 研究助成募集対象

第一次産業（飼料、農地保全、利水等を含む）に関する研究及び食料自給率の向上が見込まれる研究を行っている鹿児島県内の大学の研究室

2. 助成対象期間及び助成金給付額

2025年4月から最大3年間、第一次産業（飼料、農地保全、利水等を含む）に関する研究及び食料自給率の向上が見込まれる研究への助成として、5組を上限に、1研究室あたり2025年度は300万円を上限に助成します。（助成金額は、研究内容や見込まれる成果等により異なります。）

3. 応募方法

当財団HP上にある応募書類をプリントアウトし、必要箇所にご記入の上、添付書類を揃えて、学校経由で当財団事務局までメールにて送付か郵送して下さい。

◎ホームページ URL <https://www.kiyokawaakiozaidan.jp>

【送付先】

〒891-0105
鹿児島市中山町 5268-6
メゾネット中山Ⅱ 102号
公益財団法人 清川秋夫育英奨学財団 事務局

※お送りいただいた書類は、当財団の事業を遂行する目的以外には一切使用いたしません。
また、応募書類・添付書類は返却いたしません。

4. 応募書類

(1) 研究助成金給付申請書

5. 応募期間

2024年10月1日から2024年11月30日まで（必着）

6. 助成対象者の選考と決定

2025年1月中旬頃に、選考委員による書類審査を行い、採否及び最大助成額を決定いたします。

7. 採否通知

2025年2月下旬頃に、採否決定通知書を学長及び申請者宛に通知します。

8. 採用決定後の手続き

下記書類を当財団宛に2025年3月10日までに当財団宛に提出してください。

- (1) 振込先届出書
- (2) 通帳の写し（銀行名、支店名、種別、口座番号、口座名義人がわかる部分）

※お送り頂いた書類は、本助成金以外の目的には一切使用いたしません。

9. 助成金支給時期及び支給方法

2025年4月以降、使途計画に基づいた研究助成金給付申請書と見積書（可能な限り相見積書）を、月単位で締め、概ね翌月10日頃までに大学の経理部署を通じて、当財団事務局宛に提出いただいた後、当財団にて内容を精査のうえ理事長決裁後、予め決定している最大助成額の範囲内で研究助成金を給付します。

※研究助成金給付申請書及び見積書のPDF版をメールにて当財団事務局へ送付してください。

※上記8の書類の提出が遅れた場合は支給できない場合がございます

※申請後、概ね1ヶ月後に給付いたします。

※使途について急を要する場合は、当財団事務局までご連絡ください。相談に応じます。

10. 研究内容及び見込まれる成果等の変更に伴う届出

採用決定通知後に研究内容が変更となった場合や見込まれる成果が当初に比べ大きく変わる場合は、すみやかにその旨を当財団宛てに届け出てください。（届出フォームは任意）

11. 助成先の義務等（会計報告等）

- (1) 下記期間内に会計報告書を選考委員及び理事長宛に提出。

提出期間：2026年4月1日～4月30日（必着）

※指定のフォームでメールか郵送にて報告

- (2) 下記期間内に中間報告書及び助成継続申請書を選考委員及び理事長宛に提出。

提出期間：2026年11月1日～11月30日（必着）

※指定のフォームでメールか郵送にて報告

12. その他

- ・選考結果の詳細についての回答は原則として行いません。
- ・研究開発等において発生する知的財産権は当該研究室に帰属します。
- ・研究開発等において企業その他団体等からの参画、協力、共同開発等の申し入れがきた場合当財団は一切関与いたしません。
- ・当財団に申請した対象となる研究において、論文の発表や特許の申請・取得が発生した場合は速やかに当財団事務局へ報告してください。
- ・助成を受けた研究室は、助成を受けた各年度の翌年中に経過報告会にて、セミナー形式で研究の進捗状況を報告していただきます。

また、助成を受けた3年目の翌年度に当財団主催の発表会にて研究内容、成果発表を行なっていただきます。

- 研究が計画通りに行われなかった場合、申請内容に虚偽の事実が判明した場合、その他給付の決定を受けた者として適当でないと判断される事実が判明した場合は当財団の研究助成規程第7条（助成金の返還）に基づき助成対象者に対し助成金の返還を求めることがございます。